

## 境港市 令和3年度12月補正予算

会計区分等	補正額
一般会計補正予算（第9号）	2億4,728万6千円

一般会計補正予算（第9号） [令和3年12月21日議案提出]

A 補正前の予算額	206億4,140万4千円
B 補正額	2億4,728万6千円
C 補正後の予算額（A+B）	208億8,869万 円

◎一般会計補正予算（第9号）

（単位：千円）

番号	担当課	費目	事業名	補正額	財源内訳				
					国	県	市債	その他	一般財源
1	子育て支援課	3.2.4	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	247,286	246,984				302
合 計				247,286	246,984	0	0	0	302

普通交付税

事業名		子育て世帯への臨時特別給付金給付事業						
担当課	費目	項目	事業費	財源内訳				
				国	県	市債	その他	一般財源
子育て支援課	3.2.4	補正額	247,286	246,984				302
節別内訳	金額	◇説明						
3 職員手当等	650	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため18歳以下の子どもを養育している者のうち、所得額が基準額以下の者に対し、子ども1人あたり10万円を給付する「子育て世帯への臨時特別給付金」のうち、先行給付金として手続きを進めている現金5万円に加えて、残りの5万円についても現金で支給することとし、給付に必要な経費を補正する。 あわせて、国の支給対象とならない令和4年4月1日に出生した同学年となる子どもを対象に、1人あたり10万円を本市独自の子育て世帯への臨時特別給付金として給付するための経費を補正する。						
10 需用費	300							
11 役務費	836							
19 扶助費	245,500							
		◇制度概要						
		・出生から満18歳に達してから最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に対し、児童1人あたり5万円を追加給付する。 ・令和4年4月1日に出生した児童までを給付額の算定対象とする。 （国は令和4年3月31日に出生した児童までを給付額の算定対象としている。） ・児童手当制度における所得制限を準用し、児童を養育している者の所得が限度額を超える場合、給付の対象外となる。 ・支給の方法は原則口座振込とし、先行給付金の既受給者（児童手当受給対象者や高校生のみの子世帯等）に順次、給付する。 ・新生児や公務員世帯については申請書を送付し、支給に必要な情報が確認出来てから給付する。						
		◆所得制限限度額（抜粋） <span style="float:right">(単位：万円)</span>						
		扶養親族等の数（カッコ内は例）		所得制限限度額				
				所得額	収入額の目安			
0人		(前年末に児童が生まれていない場合 等)		622	833.3			
1人		(児童1人の場合 等)		660	875.6			
2人		(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)		698	917.8			
3人		(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)		736	960			
4人		(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)		774	1,002			
5人		(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)		812	1,040			
		◇今後のスケジュール						
		令和4年1月中旬 給付金振込を開始						
		◇補正内容						
		項目	金額	内容				
		職員手当等	650	職員の時間外手当				
		需用費	300	消耗品費（事務用品等）、印刷製本費（窓あき封筒）				
		役務費	836	通信運搬費（郵送料）、手数料（振込手数料）				
		事務費計	1,786					
		扶助費	245,500	給付金@50,000円×4,904人+@100,000円×3人 対象人数の算出…R3.10.31現在のH15.4.2以降生まれ4,925人 +出生見込83人-特例給付対象104人+R4.4.1出生見込3人				
		計	247,286					
		◇先行給付金の状況						
		児童手当受給者世帯：支給通知送付済み、12月22日に給付金振込。						
		高校生のみの世帯：申請書を送付済み、12月22日までに申請があれば年内に給付金振込。以後、申請に伴い随時振込						
		◇財源 国庫補助金 10/10（令和4年4月1日出生児分は除く）						
		◇繰越明許費を設定する。						